令和6年第15回原子力委員会 資料第3-2号

関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更)の概要について

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 関西電力株式会社

住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号

代表者の氏名 執行役社長 森 望

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 高浜発電所

所 在 地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦

(3) 変更の内容

昭和44年12日12日付44原第6143号をもって設置許可を受け、 これまで設置変更許可等を受けた高浜発電所の発電用原子炉設置許可申請 書の記載事項について、次の事項の記述の一部を改める。

- 五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備
- 八、使用済燃料の処分の方法
- 九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項
- 十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における 当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

(4) 変更の理由

- ①3号炉及び4号炉の蒸気発生器の取替えに伴い、蒸気発生器に係る記載を変更する。
- ②3号炉及び4号炉の蒸気発生器の取替えに伴い、取り外した蒸気発生器等を保管するため、3号炉及び4号炉共用の蒸気発生器保管庫を設置するとともに、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用の外部遮蔽壁保管庫の保管対象物を変更する。
- ③1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共用の保修点検建屋を設置する。
- ④「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に 関する法律」の施行に伴い、法令名称、関係組織名称等の記載の適正 化を行う。